

# 学 則

## 第 1 章 総 則

- (名 称)  
第 1 条 本校は、山形県立鶴岡中央高等学校と称する。
- (目 的)  
第 2 条 本校は、学校教育法、単位制高等学校教育規程及び山形県教育委員会の定める規則に基づいて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- (課程、学科)  
第 3 条 本校に次の課程、学科を置く。  
全日制の課程 単位制による普通科及び総合学科
- (修業年限、入学定員)  
第 4 条 本校の修業年限及び入学定員は、次のとおりである。  
修業年限 3年  
入学定員 山形県教育委員会の定めるところによる。
- (職員組織)  
第 5 条 本校の職員組織は、別に定める。

## 第 2 章 年度、学期及び休業日

- (年 度)  
第 6 条 年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。
- (学 期)  
第 7 条 年度を分けて、原則次の 2 学期とする。  
第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで  
第 2 学期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
- (休 業 日)  
第 8 条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。  
(1) 年度始休業日  
(2) 夏季休業日  
(3) 冬季休業日  
(4) 年度末休業日  
2 第 1 項に規定する休業日のほか、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

## 第 3 章 教 育 課 程

- (教育課程)  
第 9 条 本校の教育課程は別に定める。
- (授業時数等)  
第 1 0 条 本校の授業日数、時間数及び授業終始の時刻は、別に定める。

## 第 4 章 入学、休学、留学、転学及び退学

- (入学資格)  
第 1 1 条 本校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は次の各号の一に該当する者とする。  
(1) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者  
(2) 文部科学大臣の指定した者 (昭和 2 3 年文部省告示第 5 8 号)  
(3) その他校長が中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者
- (入学許可及び選抜)  
第 1 2 条 校長は、入学を志願した者 (「入学志願者」という) について選抜により入学を許可する。  
2 前項の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

- (志願手続)
- 第 13 条 入学志願者は、入学願書及び出身学校長の作成した調査書並びに入学者選抜手数料を添え、出身学校長を経由して、提出しなければならない。
- (編入学)
- 第 14 条 第 1 年次の途中又は第 2 年次以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、校長が当該年次に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。
- (入学の時期)
- 第 15 条 生徒を入学させる時期は、年度の始めから 30 日以内とする。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めたときは、年度の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。
- (誓約書の提出)
- 第 16 条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から 20 日以内に校長に提出しなければならない。
- (保護者等)
- 第 17 条 保護者等は、次の各号に該当する者で、その順位は各号の順序とする。  
(1) 親権者  
(2) 後見人  
(3) その他校長が適当と認める者
- (休学)
- 第 18 条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により 2 箇月以上出席できないときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ休学願を提出し、校長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気のため休学しようとする場合には医師の診断書を添えなければならない。  
2 休学の期間は引き続き 2 年以内とする。
- (留学)
- 第 19 条 生徒は、留学しようとするときは、保護者等が連署のうえ留学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- (復学)
- 第 20 条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- (退学)
- 第 21 条 生徒は、退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- (転学)
- 第 22 条 生徒は、他の学校に転学しようとするときは、転学願に保護者等が連署のうえ校長に願い出なければならない。
- (出席停止)
- 第 23 条 校長は、伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、その出席停止を命ずることができる。

## 第 5 章 単位及び卒業の認定

- (単位の認定)
- 第 24 条 教科科目の単位の修得は、所定の時数の授業を受けた者について、平素の成績を評価して校長が認定する。
- (卒業の認定)
- 第 25 条 校長は、本校で定めた単位を修得したと認めた者には卒業証書を授与する。

## 第 6 章 授業料及びその他の費用

- (授業料)
- 第 26 条 授業料の徴収額及び徴収方法等については、山形県立学校の授業料等徴収条例及び山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則の定めるところによる。  
2 校長は、授業料を正当の理由なく納入しない生徒に対しては、その登校を停止することができる。
- (その他の費用)
- 第 27 条 その他の費用に関する事項は、別に定める。

## 第7章 賞 及び 懲 戒

(表 彰)  
第 28 条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

(懲 戒)  
第 29 条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。  
2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(懲戒による退学)  
第 30 条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。  
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者  
(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者  
(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者  
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(賞 罰)  
第 31 条 生徒の賞罰に関する事項は、別に定める。

## 第8章 補 則

(補 則)  
第 32 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

- ・この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- ・平成11年4月1日改正。
- ・平成12年4月1日改正。
- ・平成14年4月1日改正。
- ・令和4年4月1日改正。
- ・令和6年4月1日改正。

## 山形県立鶴岡中央高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

### (目的)

第1条 山形県立鶴岡中央高等学校における介護福祉士養成課程（以下「介護福祉士養成課程」という。）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

### (位置)

第2条 介護福祉士養成課程は山形県立鶴岡中央高等学校総合学科社会福祉系列（山形県鶴岡市大宝寺字日本国410）に置くものとする。

### (修業年限)

第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

### (生徒選択者数)

第4条 1年次20名とし、本人の進路希望により選抜する。

### (教育課程)

第5条 介護福祉士養成課程は別に定めるものとする。

### (必履修科目及び履修方法)

第6条 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第1号」に基づき編成した下記の科目は全て必履修とする。

科目	社会福祉基礎	4単位
	介護福祉基礎	5単位
	コミュニケーション技術	2単位
	生活支援技術（医療的ケアを含む。）	10単位
	介護過程	4単位
	介護総合演習	3単位
	介護実習	13単位
	こころとからだの理解	8単位
	家庭総合	4単位（計53単位）

単位については、1単位時間を50分とし、32単位時間の授業を1単位として計算するものとする。

ただし、医療的ケアについては、1単位時間60分とし、実時間50時間以上必要なものとする。

### (履修及び介護福祉士国家試験資格の認定)

第7条 履修については教務規定に定めるものとする。ただし、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号」に基づき編成された各科目の出席時間が、第6条に定められた3分の2（介護実習にあっては5分の4）に満たないものについては、介護福祉士国家試験受験資格は認めない。

### (実習費等)

第8条 実習費は実費を徴収する。なお、介護実習先に支払う委託料については、生徒1人当たり1日1000円とし、県費より支出する。

### 附 則

本規程は、平成25年4月 1日から施行する。

本規程は、平成31年4月 1日から施行する。

本規程は、令和 7年3月19日一部改正